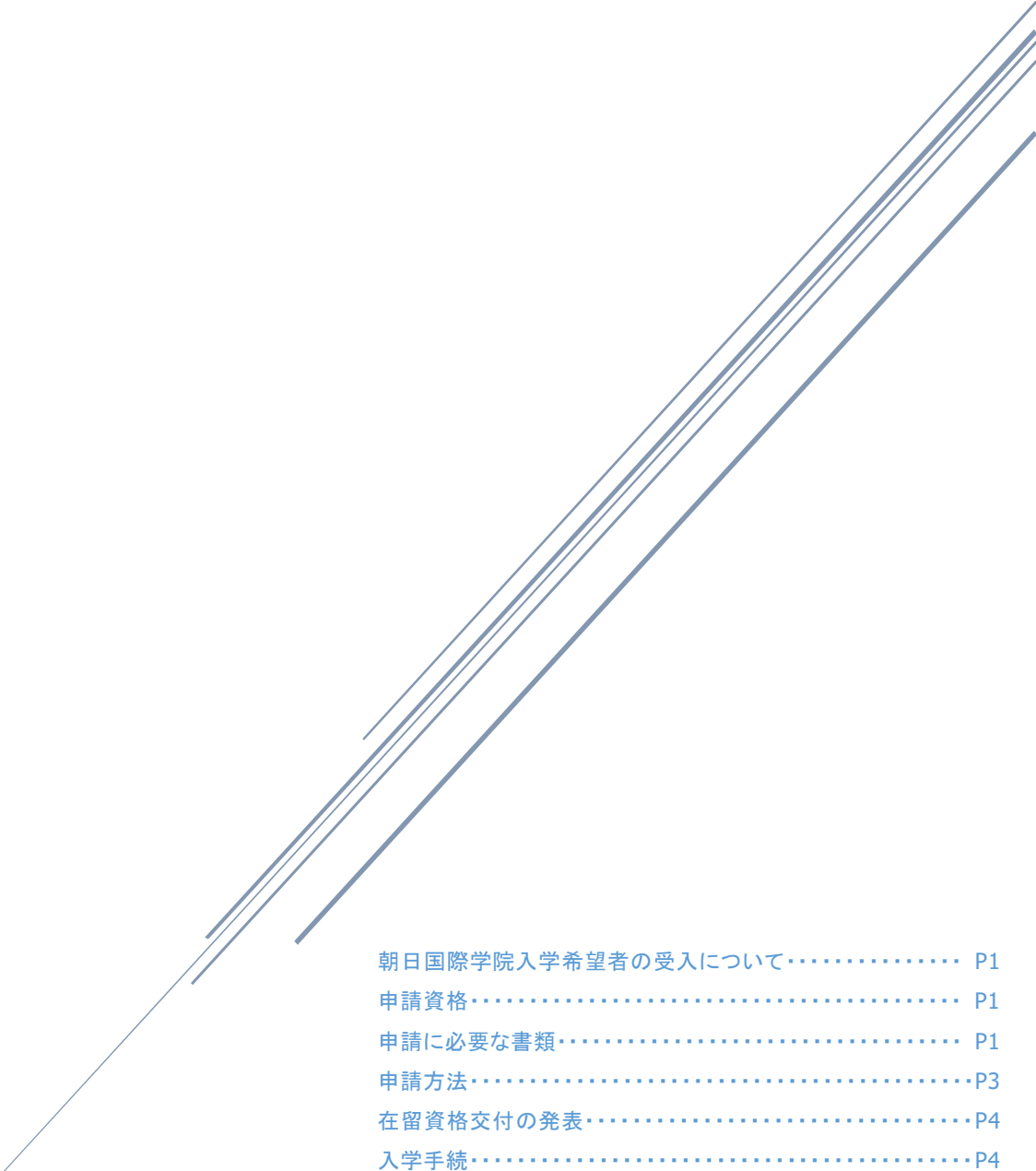


海外留学生入学案内

朝日国際学院



朝日国際学院入学希望者の受入について.....	P1
申請資格.....	P1
申請に必要な書類.....	P1
申請方法.....	P3
在留資格交付の発表.....	P4
入学手続.....	P4
学生生活.....	P4
学費の納付について.....	P5

01 朝日国際学院入学希望者の受け入れについて

朝日国際学院は、「正しい実用的な日本語」を積極的に学ぶ意志があり、定めた課程を修了し、進学または就職するために必要な資質・能力を有する学生を求めています。多様な学生を迎え、互いに学び合えるよう、世界各国から留学生を受け入れています。

02 申請資格

1. 申請時に日本国籍を有しない者
2. 国の内外を問わず、学校教育における 12 年以上の課程を修了し（「飛び級」や学校学制規定により通常の課程を 12 年未満で修了した者、及び朝日国際学院に入学する時点で卒業見込みの者を含む）、その国において大学入学資格を有する者、またはこれに準ずる者。
3. 国の内外を問わず、日本語を 150 時間以上学び、各種日本語試験に合格、または追加書類締切日までに合格見込みの者。

【注意】

1. 上記の申請資格 1 において「申請時」とは申請受付時間のことをさします。
2. 上記の申請資格 3 において「各種日本語試験」とは入国管理局の審査時に勉強意志・能力の有無を確認する上での判断資料と認める日本語試験のことをさします。
 - (1) 日本語能力試験
 - (2) BJT ビジネス日本語能力テスト・JLRT 聴読解テスト
 - (3) J. TEST 日本語検定試験
 - (4) 日本語 NAT-TEST
 - (5) STBJ 標準ビジネス日本語テスト
 - (6) TOPJ 実用日本語運用能力試験
 - (7) GNK 生活・職能日本語検定試験
3. その他、申請資格に不明な点がある場合は、事務局まで問い合わせてください。

03 申請に必要な書類

(1)	申請書類チェックリスト	1. このチェックリストで申請に必要な書類に不備・不足がないことを確認してください。 2. 連絡事項がある場合は、別紙に記入し、添付してください。
(2)	入学願書 *	・学校所定用紙を使用してください。
(3)	申請者本人の履歴書 *	申請者本人が作成、サインしてください。
(4)	志望理由書 *	1. 学校所定用紙を使用してください。 2. 用紙が足りない場合、別紙に記入し、添付してください。
(5)	高等学校および大学等の卒業証明書	1. 原本（卒業した学校が発行し、証明した文書、または卒業証書原本）を提出してください。卒業見込みの方は、卒業見込み証明書を提出してください。ただし、必ず追加書類提出締切日までに原本を提出してください。（高等学校を卒業見込みの場合は、中等学校の卒業証明書または卒業証書原本の提出も必要です）。 2. 大学を卒業し、学位を取得している場合は、その証明書を提出してください。（この場合、高等学校の卒業証明書や卒業証書を提出しなくても結構です）。 3. 学歴認証制度のある国の申請者について

		(1) 高卒の場合は、高考成绩の認証報告を申請し、必ず直接認証センターから当校に送るようにしてください(学校コード:A027)。 (2) 高校卒業後、進学した場合、在学証明書または卒業見込み証明書のほか、高考成绩の認証報告も申請し、提出してください。その場合、必ず直接認証センターから当校に送るようにしてください(学校コード:A027)。 (3) 短大以上の学歴の場合は、学歴の認証報告を申請し、提出してください。
(6)	高等学校および大学等の成績証明書	1. 原本(全学年分が記載され、卒業した学校が発行し、証明した文書)を提出してください。 2. 各学年別に成績が記載されている必要があります。高等学校を卒業見込みの場合は、最終学年前期までの成績が記載されている必要があります。 3. 高等学校卒業見込みの場合は、中等学校の成績証明書の提出も必要です。
(7)	日本語学習歴証明書類	1. 150 時間以上の日本語学習証明書。 2. 各種日本語能力試験合格証。成績発表前は受験票のコピーを提出してください(試験種類は 02 申請資格の注意事項(2)を確認してください)。
(8)	パスポートのコピー	すでに所持している場合は、本人に関する記載事項の全ての欄、更に来日歴のある者は日本へ出入国歴が記載されている箇所のページのコピーを提出してください。現在所持しているパスポートの該当箇所を提出してください。パスポートを所持していない場合は、コピーは提出する必要はありません。
(9)	戸籍謄本或は戸籍簿写し	1. 記載された全員分のコピーの提出が必要です。 2. ベトナム出身の申請人は身分証明書の写しも必要です。
(10)	証明写真 6 枚	3 ヶ月以内のもの(3cm × 4cm)
(11)	在学中の学費・生活費の支弁能力のあることを証明する書類 【経費支弁者が海外在住の場合】 1. 経費支弁書 * 2. 入社時期、在職期間が記載され、勤務先が発行し、証明した文書 3. 直近 3 年分の収入および納税状況を記載され、勤務先が発行し、証明した文書。 4. 預金残高証明書の原本(経費支弁者口座) 5. 申請人との親族関係を証明する書類(親族関係公証書または出生証明等) 6. 戸籍謄本或は戸籍簿写し(申請人の戸籍と異なる場合のみ、提出してください) ※ベトナム出身の方は身分証明書コピーも提出してください。 【経費支弁者が日本在住の場合】 1. 経費支弁書 * 2. 入社時期、在職期間が記載され、勤務先が発行し、証明した文書 3. 直近 3 年分の課税証明書及び納税証明書(源泉徴収票は認めません) 4. 預金残高証明書の原本(経費支弁者口座) 5. 申請人との親族関係を証明する書類(親族関係公証書または出生証明等) 6. 住民票(日本人の場合は、戸籍謄本の提出も必要です。)	

【注意】

1. * 印の書類については、所定の用紙を使用してください。
2. 申請書類について、当校から連絡があった場合は、速やかにその指示に従ってください。
3. 申請の際に当校に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載等があった場合は、不正行為とみなし、申請を取り下げます。
4. 一度提出された申請書類は、原則として返却しません。一度しか発行されない書類(学位記、卒業証書等)は、在留資格の審査結果が発表された後返却します。
5. コピーを提出するものは、A4 サイズの用紙にコピーし、コピーした日付、コピーした者の署名、申請人との関係を記入する必要があります。
6. コピーを提出するものは、原本を直接コピーしたもの(いわゆる一次コピー)に限ります。両面コピー、拡大、縮小等はいないでください。
7. 日本語以外の言語で作成された書類には、日本語訳を添付してください。翻訳について、公的機関による証明は不要です。
8. 申請書類は締切日必着とし、郵送または窓口への直接提出してください。
9. 申請書類に関して、不明な点がある場合は、提出に先立って事務局に問い合わせてください。

04 申請方法

1. 申請受付締切

4 月期生	前年度の 10 月中
7 月期生	2 月中
10 月期生	4 月中
1 月期生	前年度の 8 月中

2. 申請手順

(1)「事前選考調査表」を御記入の上、ファクス(+81-471-444065)又は E メール(asahigakuin.info@gmail.com)にて朝日国際学院に送付し、事前選考を受けます。選考結果は一週間以内にもらいます。

(2)申請に必要な書類を用意します(提出する前に必ずメールにてスキャンデータ学校に送付してください)。

(3)締切日までに全書類を朝日国際学院に郵送または窓口へ提出し、選考料を払います。

住 所: 〒2770843 日本国千葉県柏市明原 2-2-23

2-23, 2-Chome, Akehara, Kashiwa-city, Chiba Pref., 2770843, Japan

受取人: 朝日国際学院

ASAHI INTERNATIONAL SCHOOL

電 話: +81-471-461145

3. 選考料

選考料の納入 22,000 円

【注意】

一度納入された選考料は原則として返還しません。ただし、下記 I に該当し、II の手続方法に則り、請求があった場合のみ選考料を返還します。

I. 選考料の返還請求ができる場合

- (a) 選考料を納入したが、申請書類を提出しなかった
- (b) 選考料を納入し、申請書類を提出したが、入国管理局にて申請が受理されなかった
- (c) 選考料を誤って二重または過剰に納入した

II. 返還請求方法

選考料返還請求願および選考料領収書(コピー可)を提出してください。なお、日本国内外の金融機関を問わず、選考料の返還に伴い発生する手数料等は申請者の負担となります。

05 在留資格交付の発表

入国管理局の発表日程に準ずる

06 入学手続

入学手続は下記の(1)～(2)の手続を行うことで完了します。入学手続の方法等については、在留資格取得された者に交付される書類でも確認できます。「在留資格認定証明書」等大切な書類が郵送されますので、住所が変わった場合は、必ず速やかに事務局に連絡してください。

(1) 学費などの振込

在留資格取得した者は、学費を振込または窓口で現金にて納入してください。支払を確認次第、当校が入学許可書を発行し、「在留資格認定証明書」、入管提出書類控え一式等と同時に、申請者に EMS にて郵送します。

(2) 入国・入学

現地日本大使館・領事館から入国許可を取得した後、日本に入国し、当校事務局にて入学手続を行い、入学してください。

07 授業時間

当校は、4月入学の2年コースと7月入学の1年9か月コース、10月入学の1年6か月コース、1月入学の1年3か月コースがあります。

2年コースは、入学してから卒業までに1,600時間の授業があり、卒業時までに日本語能力試験(JLPT)N1レベルへの到達を目指します。

1年9か月コースは、入学してから卒業までに1,400時間の授業があり、卒業時までに日本語能力試験(JLPT)N1レベルへの到達を目指します。

1年6か月コースは入学してから卒業までに1,200時間の授業があり、卒業までに日本語能力試験(JLPT)N2レベルへの到達を目指します。

1年3か月は入学してから卒業までに1,000時間の授業があり、卒業までに日本語能力試験(JLPT)N3レベルへの到達を目指します。

午前・午後二部制授業。午前クラスは9時～12時30分、午後クラスは13時～16時30分です。土日・祝祭日及び学校の定めた休日は休みです。

08 学生生活

(1) 奨学金制度

当校では、日本学生支援機構の文部科学省外国人留学生学習奨励費があります。

(2) オリエンテーション

新入学する留学生を対象としたオリエンテーションを、学期ごとに実施します。ここでは、新入生が当校での学生生活を始めるにあたって、必要なことがすべて説明されます。

(3) 住居

当校は在校生(留学生優先)の入寮可能な住居として、当校が運営する「学生寮」と民間提携アパートがあります。(35,000円/月、光熱費込み)

(4) 健康保険

在留資格「留学」を持つ留学生は、必ず国民健康保険に加入してください。加入の手続は、住所登録を行った市役所(区役所)の国民健康保険課で行います。国民健康保険に加入し、医療機関に提示することにより、治療費は3割負担で済みます(保険対象外の治療あり)。

(5) アルバイト

留学生は「資格外活動許可」を取得したうえで、学期中週28時間以内であれば、アルバイトをすることができます。ただし、春休み・夏休み・冬休みとの長期休暇中は一日8時間以内、週40時間以内となります。

(6) その他

当校での学生生活については、いつでも事務局に問い合わせてください。

09 学費の納付について

(1) 学費

①学費納付金（円）

	納入時期	一年目	二年目			
			4 月期生	7 月期生	10 月期生	1 月期生
選考料	書類提出時	22,000	－	－	－	－
入学金	在留資格交付された時	55,000	－	－	－	－
授業料		618,800	618,800	464,100	309,400	154,700
教材費		32,000	32,000	24,000	16,000	8,000
合計		727,800	650,800	488,100	325,400	162,700

②諸費用：年間62,200円：資格試験、校外学習、イベント等（学費納入時に支払う）

(2) 納入方法

1. 現金による納入
2. 銀行振込による納入
3. 外国送金による納入

特記：

※2017 年 1 月入学生より、新入留学生全員に「留学生補償制度履行費用共済」に参加して頂きます。当共済は日本語教育機関在籍留学生専用保険です。保険費用の支払いには在留資格申請が許可された後、学費と一緒に支払ってください。各入学時期の費用詳細は下記の通りになります：

入学時期	4 月期生	7 月期生	10 月期生	1 月期生
保険掛け金	20,000 円	17,500 円	15,000 円	12,500 円

※2018 年 4 月より、新入生初年度学費とともに、健康診断受診料¥6,000 円をお振込みください。

10 学費の返金について

来日 1 年間は、いかなる理由で退学しても、学費の返金を行いません。所属コースの中途退学は原則として許可しないが、やむを得ず退学する場合、コース変更手数料として¥100,000 円を徴収します。

ただし、振込完了後入国前まで、やむを得ない事情により日本に入国できず、または入学を辞退する場合には、授業料（618,800 円）と教材費（32,000 円）のみ返還の対象となります。返金時期は、「在留資格認定証明書」及び「入学許可書」を回収した後となり、返金に伴い発生する手数料は申請人負担となります（手続き方法等、詳細については、事務局に問い合わせてください）。

1 年後以降退学する場合、下記の条件を満たした場合に限って、授業料の内、未受講学期分を返金します。

- ア) 日本で治療困難で、帰国せざるを得ない重篤な病を罹患したなど、不可避の事由によるもの
- イ) 退学届を提出すること
- ウ) 退学後、速やかに出国すること
- エ) 経費支弁者の指定する本国（母国）の銀行口座に振り込み手続きができること
- オ) 学費返金手続きに伴う事務手数料¥10,000 円と海外送金手数料の自己負担を了承すること

教材費・諸費用等については、各年度とも、授業開始後は返金しません。